

北里大学保健衛生専門学院転入学に関する細則

平成16年 4月 1日 制定

平成20年10月 9日 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則（以下「学則」という。）第19条第2項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の転入学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

2 転入学は、本学院の臨床検査技師養成科、管理栄養科及び保健看護科において定員に欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(定義)

第2条 転入学とは、同系同種の他の学校又は養成所（以下「学校等」という。）の学生が、当該学校長又は養成所長の許可を得て、本学院の同一課程に入学することをいう。

(転入学の資格)

第3条 本学院に転入学を志願することのできる者は、臨床検査技師等に関する法律第15条の規定、栄養士法第2条の規定、並びに保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により指定を受けた学校（学校教育法第1条に規定する大学、短期大学若しくは高等専門学校を除く。）又は養成所において1年の課程を修了した者とする。

(転入学の入学年次)

第4条 転入学の入学年次は、同一課程の2年次とする。

2 転入学の時期は、学年の初めとする。

(出願手続)

第5条 転入学を志望する者は、次の出願書類に入学検定料を添えて出願する。

- (1) 入学願書（所定用紙）
- (2) 取得単位成績証明書
- (3) 学校長又は養成所長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学院が必要とする書類

2 前項の入学検定料は、20,000円とする。

3 転入学を出願できる期間は、転入学を志望する前年度の2月末日までとする。

(選考方法)

第6条 転入学の選考方法は、面接により実施するものとする。

2 学院長は、前項の選考結果に基づき、入試判定会議の議を経て、転入学の可否を決定する。

(既修得単位の認定及び既履修科目の免除)

第7条 転入学合格者の在籍した学校等で修得した単位は、教育上有益と認められる場合に限り、単位認定会議の議を経て、本学院における修得単位として認め、科目を免除することがある。

(入学手続)

第8条 転入学合格者は、指定された期日までに所定の学費及び書類を添えて、入学手続を完了しなければならない。

2 学院長は、前項の入学手続を完了したものに入学許可証を発行する。

(学費)

第9条 転入学合格者の学費は、学則第25条に定めるとおりとする。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。